

# 令和5年度第1回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和5年9月11日（月曜日）午後7時00分～午後9時00分

2 場所 千葉市役所1階正庁

3 出席者

（委員）大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、緒方委員、菊池委員、国本委員、坂本委員、佐久間正敏委員、佐久間水月委員、佐藤委員（代理：岩森様）、白井委員、高梨委員、高山委員、成田委員、新倉委員、山下委員

（事務局）今泉保健福祉局長、白井高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、布施障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、他2名

計23名

4 議題

（1）第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について

（2）千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について

（3）第6次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査の結果について

（4）第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の骨子（案）について

（5）その他

5 議事の概要

（1）第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（2）千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（3）第6次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査の結果について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（4）第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の骨子（案）について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（5）その他

委員からの情報提供の後、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

## 午後 7 時 0 0 分開会

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和 5 年度第 1 回千葉県障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉県障害者施策推進協議会条例」、資料 1 といたしまして、「第 5 次千葉県障害者計画の進捗状況」、資料 2 といたしまして、「第 6 期千葉県障害福祉計画・第 2 期千葉県障害児福祉計画の進捗状況」、資料 3 といたしまして、「千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況」、資料 4 といたしまして、「千葉県障害者計画等策定に係る実態調査報告書 概要版」、資料 5 の 1 といたしまして、「第 6 次千葉県障害者計画・第 7 期千葉県障害福祉計画・第 3 期千葉県障害児福祉計画の策定について」、資料 5 の 2 といたしまして、「第 6 次千葉県障害者計画等の骨子について」、資料 5 の 3 といたしまして、「第 6 次千葉県障害者計画等の構成（骨子案）」をお配りしております。以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長、今泉より、ご挨拶申し上げます。

(今泉保健福祉局長) 皆様、こんばんは。保健福祉局長の今泉と申します。委員の皆様におかれましては、夜分にもかかわらずご参加いただきましてありがとうございます。また、日頃より本市の障害福祉施策のみならず市政各般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますこと、お礼申し上げます。もう 9 月になりましたがまだ暑い日が続いております。ただこの夏は久しぶりにコロナの類型も変わりまして、皆様も 4 年ぶりに違った夏をお過ごしになっているかと思えます。夏は夏祭りですとか、敬老会ですとか、しばらく中止が続いていた地域の行事も再開されつつございます。私たちの生活、それから人と人との関わりというの、改めて戻ってきたというか、新たにつくっていくというか、そういうような状況になってきたんだなということを実感しております。皆様にとっても、実り多い秋となりますようお祈りいたします。さて、本市は、令和 5 年度から 14 年度までの 10 年間を計画期間とする、中長期的な市政運営の基本方針であります千葉県基本計画を今年度スタートいたしました。また、今年度は、令和 6 年度から 8 年度まで 3 年間を計画期間とします、第 6 次千葉県障害者計画、第 7 期千葉県障害福祉計画、第 3 期千葉県障害児福祉計画、この 3 つの計画を策定する年となっております、これらは新たな基本計画に基づく最初の計画となります。本日、この会議では、新たな計画の骨子案等を議題として、提示させていただいております。委員の皆様方におかれましてはそれぞれのお立場からどうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくごお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ここで、委員の紹介をさせていただきますが、お時間の都合もございますので、大変恐縮に存じますが、新任の皆さまのみご紹介させていただきます。

はじめに、特定非営利活動法人千家連 理事長

坂本 雅雄 (さかもと まさお) 委員でございます。

次に、千葉公共職業安定所 所長

佐藤 幸生 (さとう ゆきお) 委員でございます。

なお、佐藤委員は本日所用のため、代理で統括職業指導官の

岩森 信彦 (いわもり のぶひこ) 様に出席していただいております。

次に、千葉市立養護学校 校長

白井 貴 (しらい たかし) 委員でございます。

次に、千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会 理事

新倉 義広 (にいくら よしひろ) 委員でございます。

以上でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、先ほどご挨拶いたしました、

保健福祉局長の今泉でございます。

次に、高齢障害部長の白井でございます。

次に、高齢障害部 障害者自立支援課長の大坪でございます。

次に、高齢障害部 障害福祉サービス課長の布施でございます。

次に、高齢障害部 精神保健福祉課長の小倉でございます。

その他の職員につきましては、お手元の「座席表」にて、ご確認いただき、紹介は省略させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の協議会でございますが、一般社団法人千葉市歯科医師会会長斉藤委員、千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会理事新倉委員、千葉大学医学部附属病院准教授村田委員が欠席となっておりますが、委員19名中、16名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。

議事の進行について、大濱 (おおはま) 会長お願いいたします。

(大濱会長) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題の(1)、「第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の白井でございます。議題の(1)、「第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について」ご報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。なお、本

日の会議では、「障害者計画」は「者計画」と、「障害福祉計画」は「福祉計画」と、「障害児福祉計画」は「児計画」と略して、説明させていただきます。それでは、お手元の資料1「第5次・千葉市障害者計画の進捗状況、総括表」をご覧ください。表題の下に記載しておりますように、「者計画」の計画年度は、令和3から令和5年度となっており、今回、計画2年目の進捗状況の報告をさせていただきます。この「者計画」の掲載事業は、各年度の数値目標が定められてない事業が多いことから、当初予算での目標量に対する実績数値により、進捗状況を報告することとし、枠の中にございますように、評価基準を設定しております。当初予算の目標量を大幅に超える事業として、150%を超える事業には「◎（にじゅうまる）」を、概ね当初予算の目標量どおりである、70%以上から150%以下の事業は「○（まる）」を、70%未満の事業は「△（さんかく）」と、3段階で評価しました。次に、総括表の構成ですが、左側に、計画の体系として、6つの基本目標ごとに、事業番号と事業数を記載しています。そして、「者計画」の計画年度である、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年間分の評価を記載しています。各年度の評価ですが、6つの基本目標ごとに、評価基準の3段階それぞれの事業数と割合を記載してございます。なお、各年度の評価の欄の右端、「対象外」についてですが、当該年度に実施予定が無いことから、評価の対象外となった事業は「対象外」と整理しております。一番下の、合計の欄をご覧ください。「者計画」に掲載した事業数は234事業であり、このうち、◎（にじゅうまる）と、○（まる）の事業の割合が、合わせて92.3%であり、ほぼ計画どおりに目標が達成できたと考えております。ここで、令和4年度に、達成評価が△（さんかく）となってしまった事業のうち、主なものについて説明させていただきます。資料をめくっていただき、1ページ、進捗状況の掲載事業一覧をご覧ください。まず、この一覧表の構成ですが、表の一番上、左から「基本目標」「項目」「事業番号」「事業名」「事業内容」、各年度の「実施目標」「実績」「達成評価」「評価理由」を記載しております。なお、右端最後の欄は、事業の所管課となります。はじめに、1ページ、事業番号8、「民生委員・児童委員研修」ですが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、各研究部会の活動を休止していたため、△の評価となりました。次に、6ページ、事業番号42③、「日中一時支援事業」ですが、実利用見込人数が536人を想定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響で利用の機会が減少し、実際の実利用者数が341人であったため△の評価となりました。次に、18ページ、事業番号103、「福祉講話の開催」ですが、令和4年度より知的障害者向けの講座を増設したことから、60校の実施と意欲的な目標としておりましたが、想定より実施数が少なかったため、△の評価となりました。引き続き、市内小学校に周知をして参ります。次に、同じページ、事業番号105、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」ですが、作文とポスターをあわせて、100件の目標に対し19件しか応募がなかったため△の評価となりました。なお、今年度は、学校長の皆様などのご協力をいただき、応募数の大幅な増加が見込まれております。次に、29ページ、事業番号181、「自主防災組織の育成」ですが、新設が5団体だったのに対し、解散も同様に5団体あったため、組織数に増減がなく、目標を大幅に下回りましたことから、△の評価としております。引き続き結成促進に向けた呼びかけ・説明会の実施及び助成制度の活

用した自主防災組織の育成促進を図って参ります。次に、同じページ、事業番号183、「災害時における避難支援体制の強化」ですが、名簿提供率の増加が目標の半分以下にとどまったため、△の評価としております。避難行動支援者の支援体制の促進を引き続き実施するほか、活動実態の把握及び支援の充実を図ります。以上が、「障害者計画の進捗状況」となっております。

次に、資料2をご覧ください。「第6期千葉県障害福祉計画・第2期千葉県障害児福祉計画の進捗状況」です。まず、この一覧表の構成ですが、左から「サービス名」「サービス内容」「各年度におけるサービス量の見込量と実績」「考察」を記載しております。考察が、△（さんかく）となっている主な事業について説明させていただきます。

なお、各年度の実績は、上段が実績、下段が見込みとなっており、また、評価については、右の方の列に、◎（にじゅうまる）、○（まる）、△（さんかく）を記載しております。

まず、1ページの上から4番目、「重度障害者等包括支援」ですが、訪問系、日中活動系、短期入所等、サービス内容が多岐に渡ること、及び、包括報酬となっていることにより、個々のサービスに比べ、割安な報酬設定となっており、事業者参入が進まない一方で、個々のサービスで対応しているため、利用者の需要もない状況です。なお、全国的にも事業所は少なく、千葉県内でも指定事業所が無い状況です。次に、2ページの「短期入所（福祉型）」及び「短期入所（医療型）」の利用者数についてですが、新型コロナウイルスの影響により、事業所の新規利用者の受け入れ体制が十分ではなく、当初の見込みより受入数が少なかったことから△の評価としました。次に、3ページの「計画相談支援」の利用者数についてですが、事業所の開設を進めるため計画相談支援事業補助金等の取組を進めてきましたが、事業者や相談支援専門員が見込みよりも増加しなかったため、△の評価としました。次に、9ページの「障害児相談支援」ですが、当初の見込みよりセルフプランの作成率が増加したことから、利用人数が減少したと予想されるため、△の評価としました。なお、セルフプラン率が上昇しているのは、障害者基幹相談支援センターのセルフプランに対する支援等が充実してきたこと等の影響によると考えております。次に、10ページをご覧ください。「1 施設入所者の地域生活への移行」ですが、現在、千葉県障害福祉事業課にて集計中でございますので、数値が分かり次第千葉県 HP にて公表いたします。次に、「2 地域生活支援拠点等の整備」ですが、国の基本指針では、令和5年度末までに1ヶ所以上整備することを目標としておりますが、本市では令和2年度に3か所の整備を行い、目標を達成いたしました。次に、「3 福祉施設から一般就労への移行等」ですが、目標値を295人以上としておりますが、令和4年度は322人となり、目標を上回る成果を上げることができました。また、就労定着支援事業の職場定着率ですが、令和4年度実績が89%で、達成率が127%となり、目標値を超える実績となりました。次に、「4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」ですが、平成30年度末までに設置の目標どおり、平成30年度に設置が済んでおります。このように、いずれの計画も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響がいくつかの事業で見られたものの、令和4年度については、ほぼ計画どおりに目標が達成できたものと評価しているところであり、引き続き、各障害者施策の充実を図って参りたいと考えております。説明は、以上でございます。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますか。なお、発言される方は、みなさんに発言者が、どなたなのか、わかるように、最初にお名前を仰ってから、発言をお願いいたします。

(緒方委員) 千葉障害者職業センターの緒方と申します。令和4年度の評価結果についてもすべて公開されるということでしょうから、細かいところをお尋ねします。事業番号42、日中一時支援事業について、令和3年度の評価が利用見込み数536人、利用者数336人で達成評価が○になっています。令和4年度については同じ536人の目標に対して、利用者数が341人と、5人ほど増えているのですが、今回△になっていて、この違いを教えてください。

(布施障害福祉サービス課長) 障害福祉サービス課長の布施でございます。日中一時支援事業ですが、令和3年度は、丁度コロナに対する対応に苦慮していて、全く体制が整わず試行錯誤していた中で、受け入れとしてはこれが精一杯でやっていったんだなというところでございます。令和4年度については、コロナの概要が見えて、対応についても、消毒、PCR検査、抗原検査など対応方法がある程度分かってきた中で、受け入れ体制は整いつつありましたが、実績が伸びなかったため、前年度と比較しまして、差をつけて、△というふうな形で評価をした次第でございます。以上でございます。

(緒方委員) 指標の目標値を評価する場合は、単純に数値だけで○か△かを決める方が資料を見た方が理解しやすいのではないのでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。評価基準通りに◎、○、△を付するのがわかりやすく、ルールどおりになりますので、もっともなご意見だと受け取りました。ただ、所管課として令和3年度は特例で、△と進捗をつけるには、特別な事情があり認めさせていただきということでございます。資料上本来は、日付を遡ってコメントを付することは無いのですが、分かるように追記をするような形でいかがでございましょうか。(資料1修正)

(大濱委員) 他にご質問ありますか。

(高山委員) 千葉市身体障害者連合会の高山です。事業番号183番の「災害時における避難支援体制の強化」について、名簿提供率の割合が上がってこないということで、障害を持つ我々にとっては大きな問題になっていますが、本当に災害が発生したとき我々は助けられるのかという心配があります。

(大坪障害者自立支援課長) はい、障害者自立支援課の大坪でございます。おっしゃる通りこの183番だけではなく、一連の防災の取り組みについて△が並んでおります。まずは183番の名簿提供事業について、民生委員さんには要支援者名簿はお渡し済みでございますので、何かあった時の安否確認等にお役立てくださいということで共有されていますが、さらに踏み込んで広く町内自治会さんに協力を求めている、広げていこうというのがこの取り組みでございます。現段階で、全く地域の方が名簿を持っていないということではないです。今後は、障害のある方のみならず高齢者支援の部局等とも協力して、できるだけ浸透するように防災とやり方を考えて参ります。

(高山委員) 高山です。1年間で町内会長が交代する自治体があると聞いています。個人

情報ということで、会長を務めている間にもらった名簿について口外したら罰則があると聞いていますが、もう少し工夫できませんか。そして先日の大雨のように災害が起きた時に、障害を持って人や高齢者が安心できないようじゃ困ります。

（内藤委員）要支援者名簿は民生委員にわたっていますが、民生委員が高齢化しているため、災害時に望む形で動けるかが心配です。また、東日本大震災のような大きな災害時に、避難所までたどり着けるかが不安なので、地域に合わせたより細かい対策を考えていただきたい。

（大坪障害者自立支援課長）障害者自立支援課でございます。非常に詰まるお話ありがとうございます。まず民生委員の高齢化については私がお話しするまでもなく色々なところで課題となっているところでございまして、所管課でも、そこは受けとめているところと存じます。その上で、まずおっしゃった民生委員さんの方々が動けるかどうかということでございますが、そのための町内自治会さんへの一步踏み込んだ協力依頼というものと私どもも考えております。町内自治会さんがより活動の担い手、高齢化の問題があると思いますが、より幅広く活動していただけるとように進めておりますので、そういった名簿を個人情報との壁はありますが、活用していただける団体をできるだけ増やしていくのが一つの解決策かと思っております。局をまたぎますが、私から総務局市民局等に今回の議論を伝えまして、何ができるかというのは引き続き考えさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。

（菊池委員）自閉症協会の菊池です。資料2の障害児相談支援について、セルフプランのままではよとするのかをお伺いしたい。

（布施障害福祉サービス課長）障害福祉サービス課でございます。セルフプランは良しとするということではなくて、計画相談事業所の相談支援専門員の知見を活用して、様々な支援を受けていただきたいというのが、原則でございます。ただし、利用者自らセルフプランの作成を希望する場合、或いは計画相談事業所がなかなか見つからないような場合は、セルフプランの作成を認めており、その際には、初めての方は分かりづらいと思っておりますので、基幹相談支援センターで具体的な説明もできますし、セルフプランの様式自体については、分かりやすいような形式にしているところでございます。以上です。

（菊池委員）セルフプランが増えているのは、待っている状況が長いので、セルフプランになっているんじゃないかと思っています。計画相談をする事業所の人数が足りていない、もっと広く言うと、福祉人材が全体的に高齢化していることや、人数が確保されていなくて、ちょっと厳しい状況にあると思えます。福祉人材確保のための何か支援がないと、この先行き詰まるのではないのでしょうか。自閉症協会でワークホームを持っていますが、指導員が足りません。指導員が足りないので、親が代わりをしています。親も80歳程度で、今にもパンクする状態だととても心配しています。すごく待機が長いのでセルフプランを作らざるをえないという話は、会の方から聞くので、何か全体的、総合的に見て人を増やす取り組みをお願いしたいです。

（布施障害福祉サービス課長）障害福祉サービス課です。まず、セルフプランの計画相談支援事業で申しますと、計画相談支援事業所の相談支援専門員の担い手が確保できないと

というような状況を認識しております。そこで、令和2年度からですね、計画相談支援事業所の相談支援専門員の新たな雇用や、非常勤から常勤に切り替える体制が作られた時に、千葉市として、その雇用に係る経費について、補助を出す制度を設けて計画相談支援専門員を確保できるような形での支援を行っているところです。また、研修を受けてからでないと計画相談支援専門員になることができないという問題もあります。研修は千葉県が事業実施主体となっていますが、令和3年度より25%ほど定員枠が狭まった形で行っている状況で、なかなか応募しても受講できないというようなケースがありますので、県に枠を増やすよう要望していきたいと思います。最後に人材確保全体につきまして、国でも毎年処遇改善について、加算を取れるような新しい見直しを常に行われてますので、それらなるべく活用又は啓発周知して人材確保に努めていきたいと思います。以上でございます。

(大濱委員) よろしいでしょうか。それでは、以上で議題の(1)を終わります。次に、議題の(2)、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の坪です。議題の(2)、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について」説明いたします。お手元の資料3をご覧ください。本指針は先ほど進捗状況を報告しました、障害者計画などの上位方針に位置付けられ、平成29年度から令和8年度の10年間を対象期間としております。

3年ごとに指針の方向性について、評価・検証・見直しを行うほか、毎年こちらの協議会で報告することとなっておりますので、その進捗状況の報告を行うものです。始めに、資料の見方ですが、中長期指針において示された8つの個別課題に対する対応方針について、関連する事業や進捗状況を記載する形としております。左から、「項目番号」「対応方針」

「関連する事業名称」「分類」「事業内容」「拡充等の内容」「者計画の事業番号」「所管課」の順に示しております。なお、対応方針には、説明の都合上、太字で示した見出しをつけさせていただいております。説明にあつては、新規・拡充・検討の内容を説明させていただきます。それでは、1ページ、個別課題の(1)障害の早期発見から相談機関への連携です。まず、対応方針の1「相談場所及び機会の創出と専門機関への引継ぎについて」ですが、拡充として、「発達障害者に関する巡回相談事業」について、令和4年度より、巡回相談員の人数をおよそ4人から6人に拡充しました。続いて、資料の18ページをご覧ください。個別課題の(7)障害者への理解促進と社会参加しやすい環境の構築です。

対応方針の2「障害者への理解や外出機会の促進について」ですが、拡充として、「福祉講話の実施」について、令和4年度より、新たに知的障害の講話を追加いたしました。新規・拡充等を実施した事業を中心にご説明しましたが、以上のとおり、中長期指針については、概ねすべての対応方針に対し事業の実施や検討の開始をしており、課題の解決に向けた取組みを行っております。説明は、以上でございます。

(大濱委員) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますか。

(山下委員) ご説明ありがとうございます。18ページの障害者差別解消法に係る周知

啓発について、こちらは対応方針として、民間企業等にも積極的な対応を求めていきま  
とありますが、来年度から義務化されるということもあって、中長期指針としては長い期  
間だからこのままなのか、それとも法律とともに変わることがあるのか、教えていただ  
けたらと思います。

（大坪障害者自立支援課長）ありがとうございます。この障害者差別解消法に基づく係  
の周知啓発は、民間事業者さんの義務化の前から事業者向けの講演会などを毎年行い、継  
続しております。昨年度、今年度も、非常に民間企業さんの参加が多く、関心の高さがう  
かがえます。令和5年度は、民間事業者さんに向けて周知啓発できる取組みを考えており  
ますのでよろしくお願い申し上げます。

（大濱委員）よろしいでしょうか。それでは、以上で議題の（2）を終わります。次に、  
議題の（3）、「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査の結果について」に  
移ります。事務局より説明をお願いします。

（大坪障害者自立支援課長）障害者自立支援課大坪でございます。議題の（3）、千葉市障  
害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査の結果について、説明させていただきます。  
お手元の資料4、冊子「千葉市障害者計画等策定に係る実態調査報告書 概要版」をご  
覧ください。まず、1ページをご覧ください。この調査の目的ですが、障害者等の生活実  
態と意向を明らかにするための基礎調査として、次期計画の策定に係る必要なデータ  
を収集し、障害者施策の一層の推進を図ることを目的に実施いたしました。次に、ア  
ンケート調査の実施方法です。調査の対象者は、本市に住所のある手帳等をお持ちの  
方の中から対象者を選定し、表にございますように、在宅の方、施設に入所している  
方、18歳未満の方と保護者の方、発達障害のある方、発達障害のある18歳未満  
の方と保護者の方とし、さらに障害福祉サービス事業者も対象に実施いたしまし  
た。調査の方法ですが、郵送で調査票を配布のうえ、無記名での郵送回収で実施  
いたしました。なお、障害者団体等へのヒアリング調査については、事前に調査票  
を配布し、ヒアリング当日に代表の方に会場に来ていただいて、調査票の記入  
内容を中心に直接お話しを伺いました。3ページの回収結果ですが、配布数は、  
障害者が4,623通、サービス事業所が100件、有効回収数は、障害者が1,620  
通、サービス事業所が43通となっており、回収率は、それぞれ約35.0%、  
43.0%となっております。なお、対象者ごとの配布数、有効回収数、有効回  
収率は、表のとおりでございます。それでは、アンケート調査の主な結果につ  
いて、ご説明いたします。4ページをご覧ください。ご本人の年齢ですが、在宅  
の方では70代が20.4%と最も多く、60歳以上は、52.8%と半数を超える状  
況となっております。一方、施設に入所している方は、40代が31.1%と最  
も多く、発達障害のある方では20代が36.5%と最も多くなっています。10  
ページをご覧ください。医療的ケアの種類ですが、在宅の方では、服薬管理、  
人工透析、人工肛門・人工膀胱の管理の順となっております。18歳未満  
の方においては、服薬管理の次に、吸引、経管栄養、パルスオキシメーター  
となっており、介助者による医療的なケアが上位を占めています。11  
ページをご覧ください。主な介助者が困っていることですが、在宅の方は、  
「介助者の高齢化に不安がある」が最も多く、「介助者自身の健康に不安  
がある」が3番目に多くなっていることから、介助

者の高齢化に対する問題が大きいことが分かります。また、18歳未満の方では、「緊急時の対応に不安がある」が最も多く、次いで、「精神的な負担が大きい」、「代わりに介助を頼める人がいない」、「仕事に出られるが、時間が限られる」となっており、介助者ご自身の負担が大きいこと、何かあったときの代替の手段が限られている方が多いことが、この経過から見て取れることとございます。13ページをご覧ください。希望する相談制度ですが、いずれの対象者においても、「専門性の高い職員による相談」が最も多くなっています。専門性の高い職員をまだまだ求めている状況であることが見て取れます。19ページをご覧ください。療育・保育について困っていることですが、18歳未満の方は「本人の成長に不安がある」が最も多く、発達障害のある方は「療育・保育に関する情報が少ない」、「友だちとの関係づくりがうまくできない」が最も多くなっています。20ページをご覧ください。学校・教育について困っていることですが、18歳未満の方では、「学校卒業後の進路に不安がある」が、最も多くなっています。療育・保育、学校・教育についての調査では、本人の成長や学校卒業後の進路といった、将来像への不安が大きくなっていることがうかがえます。22ページをご覧ください。障害者の就労支援のために必要なことですが、在宅の方では、「職場の障害者理解」が最も多く、次いで、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」となっています。一方、ハード面である「勤務場所におけるバリアフリー等の合理的配慮」と回答した方は21.6%に留まり、障害者の就労支援についての調査では、周りからの理解を求めている障害者が多くなっていることがうかがえます。28ページをご覧ください。障害のある人に対する市民の理解度ですが、いずれの対象者においても、「あまり理解されていない」が最も多く、18歳未満の方、発達障害のある方で、5割を超えており、前回の調査よりも割合が高くなってしまいました。これらの調査結果から、日常生活、就労の場におきまして、障害のある方への理解を進めていく必要があると考えております。30ページをご覧ください。サービスの利用についてです。利用意向ですが、在宅の方では、計画相談支援が最も多く、その他の属性では、放課後等デイサービスや、障害児相談支援など、相談支援の利用意向が最も多くなっています。35ページをご覧ください。サービス事業者について、経営上の重視点ですが、「職員の資質向上」が最も多く、次いで、「職員の待遇改善」となっています。36ページをご覧ください。サービスを提供する上での課題ですが、「困難事例への対応が難しい」が最も多く、次いで、「量的に利用者の希望通り提供できない」となっています。37ページをご覧ください。新規サービスに参入する上での課題ですが、「新たな職員の確保」が最も多くなっています。サービス事業者では、これらの調査結果のとおり、福祉人材の確保への課題が何えるので、今後の障害福祉施策の充実に向けて福祉人材の確保への方策が必要と考えられます。40ページ以降は、障害者団体・障害者施設関係団体等とのヒアリング調査の結果をまとめたものです。複数の団体から頂いた意見について、集約を行い、まとまりごとに見出しを付けております。なお、ヒアリングでは、本日ご出席いただいている各団体にもご協力いただき様々な意見を頂戴しました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ご協力いただきありがとうございました。ヒアリング結果を総括しますと、障害福祉サービスの提供体制は少しずつ整ってきているのではないかという言及が多くみられました。また、情報保障

に関するご意見がかなり見られたところでございます。主に視覚障害、聴覚障害のある方のご意見が多かったのですが、必要な情報が中々手に入らない、デジタル技術の進歩がご自身の障害特性と合わず、情報を得ることがかえって難しくなっているのではないかというご意見が散見されました。その他、様々な貴重なご意見をいただいております。今後の計画の策定におきまして、参考にしたいと思っております。実態調査の結果に関する説明は、以上でございます。

(大濱委員) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますか。

(成田委員) 手をつなぐ育成会の成田と申します。アンケート調査について、グループホームに入居している方は在宅の方、施設入所のどちらに属するのでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) これは施設入所に区分しております。グループホームは法令上施設ではないですが、居宅にいらっしゃらず施設で生活されてる方と区分して、アンケートをとらせていただいております。

(大濱委員) よろしいでしょうか。それでは、以上で議題の(3)を終わります。次に、議題の(4)、「第6次千葉県障害者計画、第7期千葉県障害福祉計画及び第3期千葉県障害児福祉計画の策定について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課大坪でございます。議題の(4)、第6次千葉県障害者計画、第7期千葉県障害福祉計画及び第3期千葉県障害児福祉計画の策定について、説明させていただきます。座って、説明させていただきます。資料の説明に入ります前に、今年度の計画策定スケジュールについて、簡単に説明いたします。本日が今年度第1回の会議ということで、まずは、計画の骨子をお示しいたします。これに委員の皆様から意見を頂戴しまして、次回までに事務局において、計画の素案、つまり、計画の案文を作成いたします。第2回の会議を12月に開催する見込みですが、そこで、計画の素案について、意見を頂く予定です。その後、1月末から2月にかけて市民へのパブリックコメント手続きを実施し、意見を集めたのち、第3回の会議を3月に開催し、計画の最終案文について、委員の皆様から意見を頂き、市の計画を完成させるというスケジュールを予定しております。今年度は、お集まりいただく機会が多くなりますが、ご協力をお願いいたします。それでは、資料の説明に移ります。資料5-1、第6次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について、をご覧ください。1、計画の位置付けですが、本市においては、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に規定する3つの計画を一体的に策定するものです。本市の総合計画と、障害福祉施策に関する個別部門計画の関係について、体系的に示したものが、その下の図になります。ピラミッド型で示した市の総合計画、いわゆる市の全体計画と右側に個別部門計画として、連携する形で、市政の特定課題等に対応するため各部局が定める方針や計画を策定するものです。そのうち、個別部門計画としては、図のとおり、最も上位の計画として、総合的かつ長期的な視点を持った方向性を示す「障害福祉施策に係る中長期指針」があり、この指針を踏まえた計画として、「障害者計画」があり、この障害者計画の中で、より具体的な計画として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関し、サービス量等の必要量の見込みなどを示した

「障害福祉計画」、障害児の相談支援、通所支援等の提供体制の確保に関し、サービス量等の必要量の見込みなどを示した「障害児福祉計画」があるという位置付けになっております。右側に移っていただき、2、計画の期間ですが、障害福祉計画と障害児福祉計画が厚生労働省からの指針により、計画期間があらかじめ定められているため、今回策定いたします計画は、その計画期間に従い、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とするものです。資料をめくっていただきまして、資料5-2、第6次千葉県障害者計画等の骨子について、をご覧ください。左側には、現行の第5次計画等の骨子を、右側には、第6次計画等の骨子を示しております。真ん中には、中長期指針、実態調査の結果、国の動きを示し、第6次計画策定にあたっての考え方を整理しております。まず、真ん中の一番上、中長期指針の策定等ですが、中長期指針では、「全ての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができる社会を目指す。」という10年後の基本目標とともに、「障害の早期発見から相談機関への連携」など重点的に取り組むべき課題への対応方針を示していますことから、この方向性を、障害者計画に反映させて参ります。次に、実態調査の結果について、3つピックアップしております。まず、○の1番目、障害のある人への市民の理解度という問いでは、「まったく」又は「あまり」理解されていないと回答した18歳以上が、49.4%、18歳未満が71.0%となり、前回調査時よりいずれもポイントが高く、障害者理解の促進が必要であると考えられます。次に、○の2番目、就労支援についてですが、「仕事をしている」と回答しなかった人のうち、41.5%が「収入を得る仕事をしたい」と回答しています。また、「障害者の就労支援としてどのようなことが必要か」という問いに対して、「職場の障害者理解」と回答した人が41.5%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と回答した人が40.7%となっており、就労を希望する方への更なる支援が必要であると考えております。また、○の3番目、療育・保育についてご家族の方が困っていることでは、本人の成長に不安がある、が最も多く回答されており、障害児の年齢層に応じた関係機関の連携による家庭への支援、ライフステージの段階ごとに障害児の将来を見据えた支援など、障害児の成長の不安を軽減する取り組みが求められていると考えております。次に、国の動きですが、障害者総合支援法、障害者差別解消法の一部改正、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法の施行など情報保障や意思疎通に係る法整備の進展といった、国の動きに対応した計画とする必要があると考えております。これらの状況を踏まえ、その下にございます、第6次計画策定の考え方といたしましては、1点目として、「基本理念」は、中長期指針の基本目標を基に、国の動き、実態調査の結果、市の動きなどの諸要素を踏まえた、あるべき将来像として示すことといたします。2点目として、中長期指針における第3段階の実施計画であることから、就労支援、発達障害者の相談体制の強化など、さらに重点的に取り組むべき課題にも迅速に対応しつつ、目標の達成に向け引き続き取り組むこととし、重点課題については、全計画から継続した3つの課題に加えて、「働く方や働きたい方たちへの支援」を含む4点といたします。3点目として、第5次計画の達成状況を踏まえながら、幅広い分野における障害者施策の一層の充実を目指すことといたします。4点目として、障害者の活動を制限するあらゆる社会的な障壁が取り除かれ、多様な担い手から必要な支援を受けな

がら、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる社会を目指すことといたします。5点目として、オリンピック・パラリンピック開催都市として培った経験を次世代へ継承し、障害の更なる理解促進や社会参加を目指すことといたします。6点目として「障害福祉計画」「障害児計画」は、国の基本指針に即して策定することとします。この策定の考え方を反映した第6次計画等の主な骨子が、資料右側になります。第1部の総論の基本理念は、中長期指針の基本目標を踏まえ、「必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。」といたします。計画の視点としては、4点、中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援、ライフステージの全段階での相談とサービスの一層の充実と重点化、誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進、新しい生活様式の実践についての4点といたします。次に、各論ですが、冒頭に、重点施策を設定し、親亡き後の支援、重度の障害のある方たちへの支援、発達障害者に対する支援、働く方や働きたい方たちへの支援の4つについて、それぞれ課題と施策展開について記載して参ります。また、基本目標別の施策展開ですが、基本理念の「あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援すること」を意識し、就労支援及びサービス提供の部分にあたる、「地域生活支援の拡充」を1番目、発達障害者の相談体制など各種相談制度の部分にあたる、「相談支援の充実」を2番目に据えております。次に、第3部としては、これまでと同様に、障害福祉計画の第7期を、第4部としては、障害児福祉計画の第3期を第5部として、計画の推進に向けて、関係機関等との連携など3つの項目で構成することといたします。ページをめくっていただきまして、資料5-3は、これまで説明して参りました内容を、骨子案として示したものでございます。第6次千葉市障害者計画、第7期千葉市障害福祉計画及び第3期千葉市障害児福祉計画の策定についての説明は、以上でございます。

(大濱委員) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

(高梨委員) 千葉市身体障害者連合会の高梨です。すべてのライフステージに沿ってというお話がありました。県の障害者計画策定の中でも議論をしたんですが、障害高齢者の問題は高齢者の計画なのか、障害者の計画なのか、どこに入るのでしょうか。特に視覚障害者は高齢の単身世帯が多いです。今後の住まいの場が一番不安なんです。高齢者施設に入るまではまだ要支援の段階で、グループホームに入るには、65歳を過ぎたら認知症でないと入ることができない。そして、地域の老人クラブに入れず居所がない。この障害者計画の骨子を拝見しますと、発達期から成人期への施策が中心になっています。この辺、どのように考えられるかお聞きしたい。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課でございます。おっしゃる通り、高齢で障害のある方のステージというのは、特出してここには書いておりません。なぜかと言いますと、障害福祉サービスですとか、障害のある方への支援というのは、成人期から受けられる支援が同じメニューでずっと続いていくという体系をとっていることにあります。あ

とは、介護保険との兼ね合いの中で、受けていただけるサービスを個別に案内していくことになっております。ただ、障害のある方で高齢になられても特性がずっとおありになる方が多い、或いは高齢になることによって、徐々に複合的に、支援が必要になってくる方も多いものでございます。今年度、高齢の計画も並行して策定を進めているところでございますので、そちらの計画に位置付けられた事業も含めて、総合的に対応していきたいと考えております。今のところいわゆる高齢障害者の方を位置づけることは視野に入っていないのですが、計画案文の書き込みの中で、どれだけ触れられるかというのを考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

（高梨委員）理解をしております。私は高齢障害者ではなくて、障害高齢者という言い方をしておりまして、高齢者の方の計画との連続性をぜひ保つようお願いします。

（国本委員）千葉市身体障害者連合会の国本でございます。丁寧なご説明ありがとうございます。障害者差別解消法が少し変わりますが、民間に合理的配慮が努力義務から義務に変わりますね。それでは、今まで民間会社はどのような対応をしていたのかということなのですが、行政から指導が入るようになるのでしょうか。

（大坪障害者自立支援課長）障害者自立支援課になります。まず、今、民間事業者に課されてるのは、努力義務でこれも義務でございます。合理的配慮の提供を求められたら、提供する義務はございます。ただ、民間事業者さんの様々な制約等があることを踏まえまして、提供する義務はあるが、トーンが少し弱いということになっています。ただ、提供しなくていいということではありませんので、合理的配慮を、提供することを考えないような方に対しましては、行政に連絡が入りましたら、今でもその事業者に事実関係を確認しています。そしてこれからも同様に行います。努力義務が義務になることで何が変わるかというのは、実は私も具体的にこう変わるというのは、まだ、イメージがなかなか難しいと考えます。なので、国の事例を見ましても、今まで努力義務の中で、してこられた合理的配慮の事例が紹介されており、義務になることによって何が変わるかというのは、はっきりと明記されていないのが実情でございます。ただ、私が理解してるのは、合意的配慮を提供するのに、諦めないで、きちっと尽くしていただき、可能なことをしていただく。そういったことは強く、義務づけられることになったと理解しておりますので、残り少ないですが、事業者の皆様が、どれぐらいのものをやればいいのかというのをイメージできるように、周知するものを考えて参ります。以上でございます。

（大濱委員）よろしいでしょうか。それでは、以上で議題の（４）を終わります。次に、議題の（５）、「その他」ですがご意見等ありますでしょうか。

（高梨委員）２点情報提供です。私は県の障害者条例策定に関わっておりまして、合理的配慮の義務化に向けて障害者の方からは、かなり、合理的配慮に関する相談が増えてきています。ただ、民間事業者にとっては、合理的配慮がどういうことなのかわからないのが実態かと思っております。好事例の公表などは、色々されておりますけど、自治体によってはわずかな予算で、合理的配慮を行っている事業所に対して助成金を出しているところもございます。そういったものがあると、もう少しインパクトになってくるんじゃないかと思っております。千葉市は予算が厳しいですが、ご検討いただけたらと思っております。もう一つ、先ほど

の相談支援専門員の話は、布施課長からご説明がありましたが、私は相談支援専門員の養成研修を発足当時からずっと講師で関わっています。コロナになるまでは、毎年1000名程度の養成をしておりましたが、実際に従事される方は200名余りです。どうしてかと言いますと、人事の関係でどんどん異動してしまうからです。また、以前は社会福祉法人の職員が多かったのですが、今は社会福祉法人の方が2、3割で、株式会社の方が圧倒的に多いです。さらに、相談支援専門員として従事せず、5年以内に現任研修を受けなかった場合、資格が失効してしまいます。結果的になかなか定着しないので、県の大きな悩みとなっています。もう一つ、相談支援専門員というのは、介護支援専門員と違いまして、計画相談について、初めの3ヶ月間は、毎月訪問しないといけないことになっておりますが、その後については、半年、1年という形での訪問は義務づけられていません。これに対し、介護支援専門員は、毎月の訪問が義務です。そのため、報酬が上がっていきません。ですが、介護支援専門員より担当ケースが多く、支援が難しいため、なかなか担い手がいまいません。制度的な背景が解決しないと、なかなか問題解決していかないなど考えております。

（大坪障害者自立支援課長）障害者自立支援課でございます。まず一つ目の障害者差別解消法一部改正法施行に伴う支援のあり方でございます。貴重なご意見ありがとうございます。その補助金の創設は確かに一つの案と考えます。ただ非常に幅が広く、そして、障害のある方のいわゆるお客様として、迎えになる事業者様というのは、かなりの多岐に渡るものと考えておまして、その方々に行き届いた支援をするというのも、かなりボリューム感もあり、あとは、汎用性のある制度にすると、より大きくなってしまいます。一方、対象を絞ると効果が薄れるかもしれない。かなり助成制度は難しい面もあるのかなと思っております。あとは、相談に対して我々がどういう体制を強化して、事業者の皆様がとまどわないようにするというのも支援の一つかと思っております。これは次年度の政策にも関わることをございまして、どのようにするかは、いただいたご意見をふまえて検討して参りたいと思っております。ありがとうございます。

（布施障害福祉サービス課長）障害福祉サービス課の布施でございます。計画相談事業所を運営するにあたって、介護と障害ではその報酬の算定の仕方が違いまして、障害の部分がかなり厳しいということは、こちらの方でも認識しているところです。私どもも、やはりこの報酬のあり方について国の方に要望しているところでございます。徐々にですが、加算のあり方が変わってきていますので、引き続き、国のほうに要望していきたいと思っております。以上でございます。

（山下委員）前の議題に戻りますが、実態調査報告書です。先ほど委員から質問があつて、私はそうなんだと思いましたが、やはりグループホームを施設に入所している方でカウントすることに違和感があります。グループホームに入所している方を、施設に入所している方と同じように調査で扱っていいのかというところについては、次年度以降検討していただいた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

（大坪障害者自立支援課長）障害者自立支援課でございます。ご意見ありがとうございます。確かに、グループホームというのが地域生活の場として法的整理されたのはおっしゃ

る通りでございます。このアンケートであえて施設に区分してありますのは、その他の設問につきまして、例えばその介助者の方の負担などについては、同居家族がいらっしゃる方を想定しているものや、サービスを受ける体制というのも、居宅で受けられるサービス等を使っていらっしゃる想定の問題が多いなど、そういった特性もございます。ただ、いわゆる障害者支援施設入所の方と、グループホーム等に入居されている方では、生活のニーズも違いますし、その方が思い描く希望も違うので、おっしゃる通りと考えています。あとは、国のアンケートのサンプルに準拠していますので、その兼ね合いの中で反映させることができるように考えて参ります。

(山下委員) ありがとうございます。それでしたら、今年度であれば1ページの調査対象で、例えば施設に入所している方が718名と書いて、そこにグループホームを含むというような何か一言添えたりすると、読み手も誤解がないのではないかと思います。

(緒方委員) 先ほどの資料5に、第6次の千葉県障害者計画の骨子で、今回実態調査の結果等もご報告いただきましたが、就労支援というところで、職場における障害の理解、職場の上司が同様に障害の理解があることという割合が高いことが、実態調査では結果として上がってきています。今、雇用促進法の中では、合理的配慮はもうすでに義務化されています。努力義務ではなく、雇用促進法の中での義務化はされていて、そのときの義務化というのが、合理的配慮を行うために、まず、本人が適切に申し出をしなかなければならず、申し出たことに対して、企業は経済的な負担等々を考え、過度な負担にならないように対応していくというものです。職場の理解や上司の理解も必要だと思いますが、当事者が適切に自分の状況を説明していくという視点を、外せないかなと思います。今後、重点施策の中で、障害のある方たちの支援の項目として、発信力を障害のある方にもつけていただきたい。またその発信していくための支援を行っていく相談支援機関が必要だと思います。その面をお含みおきのうえ、企業が理解してくれればそれでいいんだという、一方通行にならないようにしていただきたいです。そういう計画が第6次の中に入ってくると嬉しいなど。感想とお願いになります。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課でございます。ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃった通り、これは雇用促進法、或いは障害者差別解消法におきましても、合理的配慮の形成は、お互いの対話によってなされる、これは大原則です。それぞれが、困っていること、して欲しいことを交わして、その合意が形成されるということでございますので、その発意が大事であることも書き込んでいきたいと思っております。それとともに、これは手前どもの施策でも、障害者の実習の事業ですとか或いはこれから就労の選択支援という、さらに踏み込んだサービスにおいて、本人の意思をお伝えするのが難しい方もいますので、より丁寧に就労の場を、お互いの負担がないように整えることによって定着支援をしていくというのも国の一つの考え方でございます。なかなか、ご自身をうまく言い表せない方も多いのでそこは、企業の方と障害のある方、ご家族の方の協力の上でやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(佐久間水月委員) お世話になります。合理的配慮の問題についてはコミュニケーション

の問題だと思えます。発信と受信の相互作用によってコミュニケーションが成り立つので、お互いに努力をする必要があるということが、とても重要だと思えます。意思決定支援という言葉がありますが、意思の表明、引き出し、全ての過程において、何かしらの支援が必要であるということで、お互いの努力が必要となることを、常々お伝えしているところです。コミュニケーションをするにあたっては、伝えることと、伝わることは違うので、その溝を埋めるように努力していくプロセスが重要だと改めて認識していきたいと思えます。

（大坪障害者自立支援課長）障害者自立支援課でございます。ありがとうございます。差別解消部会でも議論になるところでございます。おっしゃる通り、意思疎通のなされることによって、障壁だと思っていたことが少しずつそうではなくなってくるものと、私も考えております。ただ、一番難しいのはそれを実施して、維持して深めていくことだと思いますので、これはいろいろな当事者ご自身の特性もありますが、我々行政としても仲立ちをどうやってしていけばいいのか、そして、それは関係者の皆様にどのようにご協力をしていただければいいのか、皆様のご知見をいただきたいと思えます。ありがとうございます。

（大濱委員）以上で、本日、予定されていた議題は全て終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任願います。これを持ちまして、令和5年度第1回千葉県障害者施策推進協議会を終了いたします。お疲れ様でした。

（翠川障害者自立支援課長補佐）委員の皆様には長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

午後9時00分閉会